

論考

呉・蜀の都督制度とその周辺

石井 仁

はじめに

魏晉の軍事制度は、中央の中軍、地方の都督、おもに二本の柱からなっていた。中軍は中外軍とも称され、魏晉王朝の皇帝直屬軍をさす固有名詞である。領軍將軍・護軍將軍（資歴が低い場合は中領軍・中護軍）が兵士の統率のほか、武官人事などを掌握した。宰相が都督中外諸軍事（略して中外都督）を兼任することもあった。^(一)

いっぽう、都督は「使持節・都督〇州諸軍事」の略称で、各方面の行政・軍事を統轄する機関、およびその長官をさす官名である。臨時職の都督征討諸軍事（略して征討都督）や中外都督と区別し、州都督や州郡都督などと呼ぶこともある。『魏志』卷二十八・王淩伝に、

正始初〔西暦二四〇年、以下、カッコ内の漢数字は西暦年を示す〕、爲征東將軍・假節・都督揚州諸軍事。二年、呉大將全琮數萬衆芍陂、淩率諸軍逆討、…賊退走。進封南鄉侯、邑三百五十戸、遷車騎將軍・儀同三司。…司馬宣王既誅曹爽〔二四九年〕、進淩爲大尉、假節鉞。

とあり、同上卷二十七・王基伝に、

（文）欽等已平〔二五五年〕、遷鎮南將軍・都督豫州諸軍事・領豫州刺史、進封安樂鄉侯。…以淮南初定〔二五八年〕、轉基爲征東將軍・都督揚州諸軍事、進封東武侯。…甘露四年〔二五九年〕、

轉爲征南將軍・都督荊州諸軍事。

とあるように、三公（太尉・司徒・司空など）ないし將軍・中郎將の帶官とされ、とくに征東將軍や鎮南將軍など四征・四鎮將軍との兼任が多くみられる。

魏の初め、①都督河北諸軍事（おもに幽州・薊州に駐屯）、②都督揚州諸軍事（壽春）、③都督荊州諸軍事（宛・襄陽）、④都督雍涼二州諸軍事（長安）が設置されるが、次第に数を増やし、西晉の頃にはランクの低い「監〇〇諸軍事」（略して監軍）なども合わせ、十あまりになつていた。都督は駐屯地に都督府を開き、正副幕僚長の長史・司馬、各部局（曹）の事務を分掌する參軍事（略して參軍）、庶務担当の主簿などのスタッフを備置する。このほか、中央から派遣される軍師（軍司ともいう）が監察を担当した。^(二)

以上のように、われわれは魏晉の都督制度について多くのことを知っている。これに対して、同時期の呉と蜀については、都督のことはもちろん、官僚制度の全体像を描くことすら困難をきわめる。史料的な問題、すなわち基本史料が『三国志』蜀書・呉書にかざられることが主な原因である。

かかる制約のもと、まれに呉や蜀の官制が論じられることがあつても、魏晉との違いだけが強調され、ひいては両国の政治社会の特殊性・独自性を傍証するための材料としてでしかなかった。都督を含む呉の軍事制度が封建制的に運用されていたという川勝義雄氏の説は、

その代表である。^(三)しかし、江南・四川の経済力や文化水準が中原に比べて低かったというのとはともかく、呉や蜀の国家体制が魏晋とは異質だったという点に関しては、もうすこし冷静に考え直してみるのが必要がある。誤解を恐れずに言えば、成立の経緯や事情が異なる以上、三国の制度に細かな差異が生じるのは当然のことである。これを過大視するような方法は、かえって物事の本質を見えにくくすることになりはしないか。まして、呉・蜀の制度の理解が進んでいない現状では、なおさらのことである。比較の視点はたしかに重要ではあるが、前提となるべき制度そのものの説明が先決だと思われる。

本稿は、以上のような観点から、呉と蜀の都督制度、およびこれに関連する都護・軍師・護軍などの武官制度を中心に分析を加え、魏晋の制度との比較を試みるものである。

なお、『三国志』魏書・蜀書・呉書を引用する際には、それぞれ『魏志』『蜀志』『呉志』と表記することを、あらかじめお断りしておく。

一、呉の都督

呉の都督制度は魏のそれとは異なり、長江流域や沿岸部に小規模な「督」を列置し、「都督」がこれらを支配するというのが、通説的な理解だったように思われる。洪飴孫『三国職官表』は、呉の都督について、

于瀕江要地皆置都督、領兵屯守。其領營兵亦稱督。と説明しつつ、

權輕者但稱督。

という注をほどこしている。陶元珍氏も、呉の「屯戍」について、事

例を列挙しながら、

鎮多置督、權重者稱都督。

常並置監軍、所以防督將之恣肆也。

數鎮之上、常置大督、以一鎮將兼之。

州郡諸縣及要地或置督、有州督。

などの特徴を指摘する。^(四)

さらに、嚴耕望氏は、たとえば、『呉志』卷三・孫皓伝・鳳凰元年（二七二）八月の条に、

徵西陵督步闡。闡不應、據城降晉。遣樂鄉都督陸抗圍取闡、闡衆悉降。

とあるように、反乱をおこした「西陵督」の步闡（？～二七二）を、「樂鄉都督」の陸抗（二二六～二七四）が討つたと記され、また、同上卷十六・陸凱伝に、

五鳳二年（二五五年）、…拜巴丘督・偏將軍、封都鄉侯、轉爲武昌右都督。…孫休即位（二五八年）、拜征北將軍・假節・領豫州牧。孫皓立（二六四年）、遷鎮西大將軍・都督巴丘・領荊州牧。

とあり、「巴丘督」の陸凱（一九八～二六九）が「都督巴丘」に昇進しているように、同一史料内で「都督」と「督」が使い分けられていることに着目し、呉では都督府に相当する「都督」が複数の「督」を支配する体制がとられていたと説明する。官職名も魏晋とは異なり、「〇〇都督」「〇〇督」だったといふ。^(五)

いっぽう、同上・孫皓伝・天紀三年（二七九）夏の条に、

郭馬反。馬本合浦太守脩允部曲督。…馬自號都督交廣二州諸軍事・安南將軍。

とあり、『晋書』卷五十七・滕脩伝に、

廣州部曲督郭馬等爲亂、（孫）皓以脩宿有威惠、爲嶺表所伏、以

爲使持節・都督廣州軍事・鎮南將軍・廣州牧、以討之。
とあり、同上卷五十七・陶璜伝に、

皓以璜爲使持節・都督交州諸軍事・前將軍・交州牧。

とあるように、嶺南地方の州都督は、叛將の自称も含め、魏晋の州都督とおなじ表現になっている。嚴耕望氏は、このうち滕脩（？～二八八）について、『吳志』孫皓伝・天紀三年八月の条に、

執金吾滕脩（↓滕脩）爲司空、未拜、轉鎮南將軍・假節・領廣州牧、率萬人從東道討（郭）馬。

とあることから、正式には「廣州都督・假節・領廣州牧」であつたが、後世の編纂になる『晋書』などでは、魏晋の制に合致するよう書きかえがおこなわれたと推測している。⁽⁶⁾

ところで、同上卷七・步騭伝に、

子協嗣、統騭所領、加撫軍將軍。協卒、子璣嗣侯、協弟闡繼業爲西陵督、加昭武將軍、封西亭侯。……據城降晉。遣璣與弟璿詣洛陽爲任。晉以闡爲都督西陵諸軍事・衛將軍・儀同三司・加侍中・假節・領交州牧、封宜都公。璣監江陵諸軍事・左將軍・加散騎常侍・領廬江太守、改封江陵侯。璿給事中・宣威將軍、封都鄉侯。

とあるように、「西陵督」の歩闡は西晋に降り、「都督西陵諸軍事・衛將軍・儀同三司・侍中・假節・領交州牧・宜都公」に任ぜられたというのである（前掲『吳志』孫皓伝・鳳凰元年八月の条も参照）。呉における官位の記述に比べ、内容の詳密さが際だつ。歩闡の現職を安堵する措置がとられたとみられるが、「都督西陵諸軍事」と明記されている。

また、同上卷六・宗室・孫奂伝に、

壹（「孫奂の子」）從鎮南（將軍）遷鎮軍（將軍）、假節・督夏口。……率部曲千餘口過將（滕）胤妻（「孫壹の妹」）奔魏。魏以壹爲車

騎將軍・儀同三司、封吳侯。

とあるように、魏に亡命した孫壹（？～二五九）は「鎮軍將軍・假節・督夏口」であつたとされるが、同一の事件を記録した『魏志』卷四・高貴郷公紀・甘露二年（二五七）六月乙巳詔には、

吳使持節・都督夏口諸軍事・鎮軍將軍・沙羨侯孫壹、賊之枝屬、位爲上將、畏天命命、深鑒禍福、翻然舉衆、遠歸大國、……其以壹爲侍中・車騎將軍・假節・交州牧・吳侯・開府辟召儀同三司、依古侯伯八命之禮、袞冕赤舄、事從豐厚。

とあるように、「使持節・都督夏口諸軍事・鎮軍將軍」と記載されている。⁽⁷⁾

嚴耕望氏の理解にしたがえば、歩闡や孫壹の事例は、魏晋の都督制に合わせた記述ということになるが、後者の史料は詔勅である。呉の重臣の官位を恣意的に書きかえたりするだろうか。はたまた、書きかえがあつたと仮定しても、それによつて生じるメリットはあるのだろうか。「都督夏口諸軍事」という表記は、呉における孫壹の官位を正確に反映したものとみてまちがいない。『吳志』步騭伝の歩闡および兄の子歩騭・步騭に対する詳細な封拜記事も、西晋の公文書類に基づくものなのだろう。

周知のように、陳壽は『三国志』の執筆に際して、王沈『魏書』や韋昭『吳書』などを参考にしたといわれている。かりに呉の諸記録が「〇〇督」などのような省略表現を多用していたのに対して、魏晋の諸記録には比較的詳細に記され、さらに陳壽がそれぞれの表記をそのまま踏襲したとすれば、実績が呉と晋にまたがる歩闡のような場合、同一伝内の表記にブレが生じる可能性がある。『魏志』と『蜀志』『吳志』の間で、都督その他の官制に関する表記が食い違っているのも、かかる理由によるのかもしれない。

さらに、陶元珍氏も指摘しているように、呉では、都督に対して目付役の監軍が派遣されていた。¹⁾ すくなくとも、呉後半期には、魏晉とほぼ同様の都督制度がおこなわれていたことは確実であり、呉固有の制度を措定する根拠は薄いと言わざるを得ない。²⁾

二、蜀の都督

(一)『蜀志』に見える都督の表記

いっぽう、洪飴孫『三国職官表』によれば、蜀では、
于縁邊諸郡皆置都督、領兵屯守。

とあるように、縁辺の諸郡に都督を配置していたという。嚴耕望氏もこの説を承け、①魏に備える漢中都督、②呉に備える江州都督と永安都督、③南蛮に備える庾隆都督をあげる。ただし、蜀は益州一州しか領有していなかったため、都督区は狭く、わずかに数郡を督するにとどまったことが、魏制と大きく異なる点だとする。³⁾ ほぼ的を射た指摘だと思われるが、ただ、基本史料である『蜀志』の記述は、かなり錯綜している。

たとえば、『蜀志』卷六・關羽伝に、

以羽爲襄陽太守・盪寇將軍、駐江北。先主西定益州〔二一四年〕、拜羽董督荊州事。

とあり、同上卷十・魏延伝に、

先主爲漢中王〔二一九年〕、…乃拔延爲督漢中・鎮遠將軍・領漢中太守。

とあるように、前者は「董督荊州事」、後者は「督漢中」と記されているが、「拜…」「爲…」という文章表現からみて、ともに官職名として扱われているように思われる。これに対して、同上卷十三・王平

伝に、

(建興)十二年〔二三四年〕、(諸葛)亮卒於武功、…遷後典軍・安漢將軍、副車騎將軍吳壹住漢中、又領漢中太守。十五年、進封安漢侯、代壹督漢中。延熙元年〔二三八年〕、大將軍蔣琬住沔陽、平更爲前護軍、署琬府事。六年、琬遷住涪、拜平前監軍・鎮北大將軍、統漢中。

とあるように、漢中の都督であつた王平(？〜二四八)については、蔣琬の進駐時期をはさみ、以前は「督漢中」、以後は「統漢中」と異なる表現が用いられているが、ともに官職名としてではなく、「(壹に代わつて)漢中を督す」、「漢中を統ぶ」と読ませている。⁴⁾

このように、『蜀志』に見える州郡都督に関する表記は一定していない。美文家の陳壽が故意に表現をかえた可能性もあるが、管見の限り、蜀の都督がどのように公称され、あるいは自称していたのかを確認できる史料はない。かかる制約があるにしても、『蜀志』の記述のブレは、蜀には魏晉のような都督制度はなかったのではないか、という疑念を抱かせるに十分である。

『後漢書』列伝二十八・馮緄伝に、

徵拜御史中丞。順帝末〔二四四年〕、以緄持節・督揚州諸郡軍事、與中郎將滕撫擊破羣賊。

とあるように、後漢中期、御史中丞の馮緄が「持節・督揚州諸郡軍事」の任を帯び(節を持し、揚州諸郡の軍事を督す)、江淮の諸反乱を鎮圧している。このように、漢代には、御史系統の官のほか、謁者僕射や中郎將、光祿大夫などの中央官が「持節・督○○軍事」を兼任し、地方鎮撫のために派遣された。「監軍使者」と総称されるが、本官と督軍のタームを合わせて、「督軍御史中丞」などのように表記されることもある。

ところが、『魏志』卷八・公孫瓚伝に、

鮮于輔將其衆奉王命。以輔爲建忠將軍・督幽州六郡。

とあり、『呉志』卷四・士燮伝に、

漢聞張津〔「交州牧」死、賜燮璽書曰、「…今以燮爲綏南中郎將、

董督七郡、領交阯太守如故。」

とあり、鮮于輔（幽州牧劉虞の故吏）が「督幽州六郡」（一九九年

頃）、交阯太守の士燮（一三七～二二六）が「董督（交州）七郡」

（二〇八年頃）に任ぜられたように、後漢末の動乱期、地方の有力者

が督軍を兼務するようになり、州牧クラスの大官のなかには、数州に

わたる広域的な督軍を兼ねるものも現れた。

蜀の關羽や魏延らの任官時期や官称は、鮮于輔や士燮のそれに類似

している。とすれば、蜀創業期の州郡都督は「督軍」の旧態を色濃く

残し、「都督○○諸軍事」という官称はまだ使用されていなかったの

かもしれない。

ただし、『蜀志』卷十・李嚴伝に、

（建興）四年（二二六年）、…以諸葛亮欲出軍漢中、嚴當知後事、

移屯江州。…八年、…亮命嚴將二萬人赴漢中。亮表嚴子豐爲江州

都督督軍、典嚴後事。

とあるように、北伐中の諸葛亮（二八一～二三四）が李嚴（？～二三

四）を漢中に呼びよせた際、その子の李豐を「江州都督督軍」に任じ、

留守を委ねたとされる。『隸釈』卷十九所収「魏公卿上尊号奏」に、

使持節・行都督督軍・鎮西將軍・東鄉侯臣（曹）眞、使持節・行

都督督軍・領揚州刺史・征東將軍・安陽鄉侯臣（曹）休、使持

節・行都督督軍・征南將軍・平陵亭侯臣（夏侯）尚、使持節・行

都督督軍・領徐州刺史・鎮東將軍・武安鄉侯臣（臧）霸、…

とあるように、魏の州都督も、当初、「都督督軍」、すなわち「都

督・督○○諸軍事」と呼称されていたらしい。まもなく「督」の文字

がひとつ省略されて、「都督○○諸軍事」という官称が定着するのだ

ろう。魏晋の都督制度が、旧来の「督軍」と、曹操政權の「都督」

（本来は綱紀肅正を担当する軍吏の職との融合によつて確立されたこ

とがわかる。つまり、『蜀志』の「江州都督督軍」という表記は、次

に紹介する「庾隆都督」が統一的な表記であることなどともあわせ、

蜀成立後、魏晋と同類の都督制度がおこなわれていたことを示唆して

いる。

（二）庾隆都督について

『華陽国志』卷四・南中志に、

建安十九年（二一四年）、劉先主定蜀、遣安遠將軍南郡鄧方、以

朱提太守庾隆都督、治南昌縣。

とあり、『蜀志』卷十三・李恢伝に、

章武元年（二二一年）、庾隆都督鄧方卒、…遂以恢爲庾隆都督・

使持節・領交州刺史、住平夷縣。

とあり、同上卷十三・馬忠伝に、

（建興）十一年（二三三年）、南夷豪帥劉胄反、…徵庾隆都督張

翼還、以忠代翼。…加忠監軍・奮威將軍、封博陽亭侯。…故都督

常駐平夷縣。至忠、乃移治味縣、處民夷之間。

とあるように、蜀は益州の南部、いわゆる南中七郡を統治するため、

「庾隆都督」という機関を設けた。ただし、この官名についても、疑

問がないわけではない。

同上・李恢伝の裴松之注によれば、

臣松之訊之蜀人、云、「庾隆地名、去蜀二千餘里。」時未有寧州、

號爲南中、立此職以總攝之。晉泰始中、始分爲寧州。

とあるように、庾降は「地名」といわれる。上記の諸史料によれば、都督は①朱提郡南昌県、②牂柯郡平夷県、③建寧郡味県と移駐をくりかえしている。もし、庾降が所在地の地名にちなむとすれば、理論上、初代都督の鄧方（？～二二一）が駐屯した①の周辺でなければならぬが、管見の限り、①はもちろん、②と③にも庾降の地名を確認することはできない。頻繁に移駐した庾降都督が、今では場所すら特定できないようなローカルな地名に由来するというのは、やはり釈然としない。

ところで、『華陽国志』南中志に、

（二四九年、馬忠死去）以蜀郡張表爲代、加安南將軍。又以犍爲楊戲爲參軍、副貳之。表後、以南郡閭宇爲都督、南郡霍弋爲參軍。弋甚善參毗之禮。遂代宇爲監軍・安南將軍。

とあるように、庾降都督には、必ず「副貳」——副官の「參軍」が同行した。『蜀志』卷十一・霍峻伝附霍弋伝に、

後爲參軍・庾降屯副貳都督。又轉護軍、統事如前。…遷監軍・翊軍將軍・領建寧太守、還統南郡事。景耀六年（二六三年）、進號安南將軍。

とあるように、閭宇の副官だった霍弋は、「庾降屯副貳都督」と表記されている。「屯」は「邨」に通じ、漢六朝の史料に「塢壁」「壘壁」「村塢」などの熟語で現れる新興の集落、およびそれらが立地する比較的簡易な城郭、ないしは天険を利用した山城の類を意味する語である。同上卷十三・張嶷伝に、

初、越嶲郡自丞相亮討高定之後、叟夷數反、殺太守龔祿・焦璜。是後太守不敢之郡、只住安上縣、去郡八百餘里、其郡徒有名而已。時論欲復舊郡、除嶷爲越嶲太守。嶷將所領往之郡、…始嶷以郡郭

宇頽壞、更築小塢。在官三年、徙還故郡、繕治城郭。

とあるように、越嶲太守に任ぜられた張嶷（？～二五四）は、「郭宇が頽壞」していた郡治を避け、「小塢」を築き、そこに駐在したという。雍闓・孟獲らの反乱（二二三～二二五年）後、郡県が荒廃した南中では、塢壁を治所にするにおこなわれていたのである。とすれば、裴松之注が地名とした庾降は、正確に言えば、塢壁名だった可能性が出てくる。

そもそも、「心攻心戰」（『蜀志』卷九・馬良伝附馬謖伝注引『襄陽記』、「七縱七禽」（同上卷五・諸葛亮伝注引『漢晋春秋』）などの故事に窺われるように、蜀は南中の土豪ないし非漢民族の慰撫に細心の注意をはらっている。『華陽国志』南中志に、

移南中勁卒青羌萬餘家於蜀、爲五部。…出其金・銀・丹・漆・耕牛・戰馬、給軍國之用。都督常用重人。

とあるように、兵員・物資の重要な供給源だったからである。庾降の語源は不明であるが、『広韻』には「庾は舎なり」とあり、これにしたがえば、庾降は「降を舎（とめ）る」と読める。ここで想起されるのが、『漢書』卷六・武帝紀・太初元年（前一〇四）五月の条に、

遣因杆將軍公孫敖築塞外受降城。

とあるように、漢の武帝の時に築かれた「受降城」である。読んで字のごとく、匈奴の投降を受けいれるための前線基地として用いられた。庾降の語もこれと同義とみられ、都督が駐在する塢壁を「庾降屯」と称したのは、南中の反対勢力に帰順をうながすメッセージだったのだろう。

いっぽう、『魏志』卷四・陳留王紀・咸熙元年（二六四）九月辛未詔に、

孫休遣使鄧句、勅交阯太守鎮送其民、發以爲兵。吳將呂興因民心

憤怒、…即糾合豪傑、誅除句等、驅逐太守長吏、撫和吏民、以待國命。…遣都尉唐譜等詣進乘縣、因南中都督護軍霍弋上表自陳。

とあるように、蜀滅亡直後、呉の交州にも反乱がおき、指導者の呂興が「南中都督護軍」の霍弋を介して、魏に帰順したとされる。霍弋は最後の庾隆都督である（前掲『華陽国志』南中志）。ついで、『晋書』卷五十七・陶璜伝に、

郡吏呂興殺（孫）謂及（鄧）荀、以郡内附。武帝拜興安南將軍・交趾太守。尋爲其功曹李統所殺。帝更以建寧爨谷爲交趾太守、谷又死、更遣巴西馬融代之。融病卒、南中監軍霍弋又遣犍爲楊稷代融。

とあるように、西晋の武帝は交州への軍事介入を強化するが、このとき、「南中監軍」の霍弋が前線の指揮をとっていた。このように、魏晋側の記録は、庾隆都督を「南中都督護軍」、もしくは「南中監軍」と表記している。記述のブレは、魏併合直後、いったんは都督護軍まで降格され、西晋成立後、監軍事に昇格したことを窺わせている。監軍はもとより、都督護軍も草創期の都督の形態のひとつだったと思われる。

注意したいのは、庾隆都督が、魏晋では「南中」の都督と称されている点である。官名が変更されたとも解されるが、『蜀志』卷十五・楊戲伝に、

遷南中郎參軍・副貳庾隆都督・領建寧太守。

とあるように、張表の副官だった楊戲（？～二六二）は「南中郎參軍」と表記されている。このままだと、「南中郎將の參軍」としか読めないが、『華陽国志』南中志によれば、都督の張表は南中郎將ではなく、「安南將軍」だったことが確認される。「郎」は衍字とみられ、とすれば、「南中（都督）の參軍」という意味になる。おそらく、

「庾隆都督」は駐屯地の塢壁名に由来する通称にすぎず、正式な官名は都督庾隆諸軍事ではなく、「都督南中諸軍事」だったのだろう。

以上のように、呉とおなじく、蜀の都督制度も、魏晋に比べて著しく異なるものでなかったように思われる。よしんば、独自性が見いだせたとしても、これまでの蜀の国家体制に関する理解が大きく揺らぐようなことはあり得ない。むしろ、蜀の軍事制度の特徴を言うなら、前掲・王平伝や霍弋伝などに見えている「參軍」「典軍」「護軍」「監軍」などの官職であろう。

三、都護・軍師・監軍・護軍・典軍・參軍など

（一）蜀の「行官」

かつて論じたように、蜀には、「都護—軍師—監軍—領軍—護軍—典軍—參軍」の序列をもつ官職群（以下、「行官」と仮称する）が存在していた。『蜀志』卷十・李嚴伝注引『諸葛亮公文上尚書』に、平（「李嚴」爲大臣、受恩過量、不思忠報、横造無端、…以危大業。輒與①行中軍師・車騎將軍・都鄉侯臣劉琰、②使持節・（行）前軍師・征西大將軍・領涼州刺史・南鄭侯臣魏延、③前將軍・都亭侯臣袁綝、④左將軍・領荊州刺史・高陽鄉侯臣吳壹、⑤督前部・右將軍・玄鄉侯臣高翔、⑥督後部・後將軍・安樂亭侯臣吳班、⑦領長史・綏軍將軍臣楊儀、⑧督左部・行中監軍・揚武將軍臣鄧芝、⑨行前監軍・征南將軍臣劉巴（「劉巴」）、⑩行中護軍・偏將軍臣費禕、⑪行前護軍・偏將軍・漢成亭侯臣許允、⑫行左護軍・篤信中郎將臣丁咸、⑬行右護軍・偏將軍臣劉敏、⑭行護軍・征南（「征西」）將軍・當陽亭侯臣姜維、⑮行中典軍・討虜將軍臣上官雝、⑯行中參軍・昭武中郎將臣胡濟、⑰行參軍・建義將

軍臣閭晏、⑮行參軍・偏將軍臣爨習、⑯行參軍・裨將軍臣杜義、
 ⑰行參軍・武略中郎將臣杜祺、⑱行參軍・綏戎都尉臣盛勃、⑲領
 從事中郎・武略中郎將臣樊岐等議、輒解平任、…削其爵土。
 とあるのが、その代表的な史料である（丸数字、およびカッコ内は、
 筆者が便宜的に補ったもの）。

李嚴廢徙事件（二二一年）の際の漢中駐留軍の幹部が名を連ねてい
 るが、このうち①②、⑧⑨、計十六名の序列が「軍師」「監軍」
 「護軍」「典軍」「參軍」という官職に基づいているのがよくわかる
 （残り六名は、③④⑥が四將軍、⑦と⑩が丞相府属官）。たとえば、
 ⑫「行左護軍・篤信中郎將」の丁咸より、⑬「行參軍・建義將軍」の
 閭晏が下位にいるのは、二人の序列を表す官職が將軍・中郎將などの
 軍号ではなく、「護軍」と「參軍」だったことを示している。これら
 の官職はすべて「行（事）」という兼任の形式をとっており、軍号だ
 けでなく、官秩を有する州刺史や丞相府属官（「領（事）」の兼官形
 式）、あるいは州郡都督とも別系統の官職だったと推測される。

また、同上・李嚴伝に、

嚴與諸葛亮並受遺詔、…以嚴爲中都護、統内外軍事、留鎮永安。

建興元年（二二三年）、封都郷侯、假節、加光祿勳。四年、轉爲

前將軍。…八年、遷驃騎將軍。…亮以明年當出軍、命嚴以中都護

署府事、嚴改名爲平。

とあるように、諸葛亮とともに劉備の遺詔をうけた李嚴は、「中都
 護」という官職に任ぜられ、永安ついで江州に駐屯するが、北伐のさ
 なか、漢中に赴任して「府の事を署す」、すなわち丞相府の事務を統
 轄したという。同上巻十・劉琰伝に、

後主立、封都郷侯、班位每亞李嚴、爲衛尉・中軍師・後將軍、遷
 車騎將軍。

とあるように、前掲「亮公文上尚書」の①劉琰（？～二三四）が「班
 位（朝廷における席次）」は毎に李嚴に亞ぐ」といわれていること、お
 よび前護軍の王平が漢中に駐留する大將軍蔣琬の「府の事を署」した
 こと（前掲『蜀志』王平伝）などから判断すれば、都護もまた「行
 官」であり、かつ軍師の上位に位置付けられていたと考えられる。

さらに、『華陽国志』巻七・劉後主志・建興十二年（二三四）の条
 に、

於是（蔣）琬爲尚書令、總統國事。以儀爲中軍師、司馬費禕爲
 後軍師、征西將軍姜維爲右監軍・輔漢將軍、鄧芝前軍師・領亮
 州刺史、張翼前領軍、並典軍政。

とあるように、諸葛亮死後、集団指導体制がしかれたとき、中都護（九）の
 蔣琬（？～二四六）、中軍師の楊儀（？～二三五）、前軍師の
 鄧芝（？～二五一）、後軍師の費禕（？～二五三）、右監軍の
 姜維（二〇二～二六四）とともに、「前領軍」の張翼（？～二六四）
 が国政に参与したとされることから、領軍も軍師、監軍に次ぐ「行
 官」だったことが窺われる。

ひとつ興味深い話がある。『蜀志』巻五・諸葛亮伝附諸葛瞻伝に、

景耀四年（二六一年）、爲行都護（『華陽国志』劉後主志は「中

都護」に作る）・衛將軍、與輔國大將軍・南郷侯董厥並平尚書事。

とあるように、諸葛亮の遺児諸葛瞻（二二七～二六三）は、「都護」
 おそらく中都護に任ぜられるが、二年後、緜竹に魏の鄧艾（？～二六
 四）を迎え撃ち、壮烈な戦死をとげる。ところが、かれの遺骸は発見
 されず、ひそかに生存説が流れていた。『華陽国志』巻八・大同志・
 泰始四年（二六八）の条に、

故中軍士王富、有罪逃匿、密結亡命・刑徒、得數百人、自稱諸葛
 都護、起臨邛、轉侵江原。江原方略吏李高・閭術縛富、送州刺史

童策、斬之。

とあるように、旧蜀軍兵士の王富というものが「諸葛都護」、すなわち諸葛瞻の名をかたり、反乱をおこしたものである。もとより、事件の真相は闇の中であるが、注目すべきは、反晋のシンボルだった諸葛瞻の官位が衛將軍ではなく、「都護」と称されている点である。都護以下の「行官」が、蜀臣の序列・地位を体现し、さらには一般民衆もそのように認識していたであろうことを窺わせている。

このような蜀の「行官」は創業期における劉備集団の指揮系統に由来するものとみられるが、各官の職掌を確定するのは難しい。すくなくとも、諸葛亮の北伐期にはすでに明確な分掌がなかった可能性が高く、たとえば、中護軍や軍師・参軍なども、魏晋に存在した同名の官職とは同一視できないように思われる。

(二) 呉の軍師・都護・護軍

じつは、呉にも、蜀の「行官」と類似の官職、すなわち、軍号でもなく、州郡都督でもない、「軍師」「都護」「護軍」という武官職が確認される(附表「呉の軍師・都護・護軍」も参照)。まず第一に、これらの序列を確認しておこう。『呉志』卷十三・陸遜伝に、

(孫) 權以遜爲右護軍・鎮西將軍、進封婁侯(二二〇年頃)。…加拜遜輔國將軍・領荊州牧、即改封江陵侯。…遣還西陵。黃龍元年(二二九年)、拜上大將軍・右都護。

とあるように、陸遜(一八三〜二四五)は「右護軍」から「右都護」に、同上卷十五・全琮伝に、
黃龍元年、遷衛將軍・左護軍・徐州牧、尚公主。…赤烏九年(二四六年)、遷右大司馬・左軍師。

とあるように、全琮(?〜二四七)は「左護軍」から「左軍師」に、さらに、同上卷十・丁奉伝に、

孫休即位(二五八年)、…遷大將軍、加左右都護。…迎立孫皓(二六四年)、遷右大司馬・左軍師。

とあるように、丁奉(?〜二七二)が「左右都護」、おそらく左都護から「左軍師」に昇進していることから、「軍師―都護―護軍」という序列があつたと推測される。

また、三官は左右に分置されている。前述の全琮は「衛將軍・左護軍」であつたが、同上卷十一・朱然伝に、

黃龍元年、拜車騎將軍・右護軍・領兗州牧。…遣使拜然爲左大司馬・右軍師。

とあるように、このとき、朱然(一八二〜二四九)も「車騎將軍・右護軍」を拜命している。車騎將軍と衛將軍は前漢以来の伝統をもつ比公の將軍であり、かつ車騎將軍が上位に位置する。とすれば、全琮より朱然の位がやや高く、したがって、左護軍より右護軍が上位ということになる。のちに二人が同時昇進した左右軍師、および陸遜・諸葛瑾(二七四〜二四一)らが任ぜられた左右都護(附表を参照)も、「右」が上位だったとみてまちがいない。

第二に、三官の起源については、同上卷九・周瑜伝に、

(孫) 策欲取荊州(一九九年)、以瑜爲中護軍・領江夏太守。…(建安)五年(二〇〇年)、策薨、(孫) 權統事、瑜將兵赴喪、遂留呉、以中護軍與長史張昭共掌衆事。…十三年春、權討江夏、瑜爲前部大督。

とあるように、周瑜(一七五〜二一〇)が「中護軍」に任ぜられたことが始まりとみられるが、設置時期は魏よりも早く、当初の職掌は、『後漢書』列伝三十下・班固伝に、

永元初（八九年）、大將軍竇憲出征匈奴、以班固爲中護軍、與參議。

とあるように、後漢中期、班固が任ぜられた参謀職のそれに近いものだったかもしれない。

ついで、『呉志』卷二・呉主伝・建安十三年（二〇八）の条に、

（周）瑜・（程）普爲左右督、各領萬人、與（劉）備俱進、遇於赤壁、大破曹公軍。

とあるように、赤壁の戦いの際、程普と周瑜が「左右督」（同上卷六・宗室・孫皎伝では「左右部督」に作る）となったのを機に、「左右護軍」に分置されたか、もしくは上級の「左右都護」が増設され、二人に授けられたものと推測される。さらに、同上卷七・張昭伝に、

後劉備表（孫）權行車騎將軍、昭爲軍師。

とあるように、最高位の軍師は、建安十四年（二〇九）、孫權が劉備の推薦によつて車騎將軍・徐州牧を称した際、張昭（一五六〜二三六）が任官したのが最初である。のちに、都護や護軍とおなじように、左右に分置されたのだろう。

第三に、それらの職掌についてであるが、同上卷六・宗室・孫皎伝に、

始拜護軍校尉、領衆二千餘人。…遷都護・征虜將軍、代程普、督夏口。…嘗以小故與甘寧忿爭、…（孫）權聞之、以書讓皎曰、

「…授卿以精兵、委卿以大任、都護諸將於千里之外、…」

とあるように、建安末年、「都護」、おそらく右都護の孫皎（？〜二一九）が甘寧と紛争をおこしたとき、これを戒めた孫權はかれの任務を「諸將を千里の外に都護することだと断言している。中護軍の周瑜もまた、つねに先鋒部隊の都督を務めた。このように、当初、都護や護軍には監軍職、ひいては派遣軍や駐屯軍の司令官としての性格が

認められるが、呉でも中軍や都督の制度が確立するにつれて、次第に形骸化し、名譽職の色彩を濃くしていったものと思われる。『魏志』卷二十八・毋丘儉伝に、

（文）欽亡入呉。呉以欽爲都護・假節・鎮北大將軍・幽州牧・譙侯。

とあり、また、同上卷二十八・諸葛誕伝に、

以誕爲左都護・假節・大司徒〔大司馬の誤り？〕・驃騎將軍・青州牧・壽春侯。

とあるように、魏の降臣を優遇する官職としても用いられたことは、そのことを象徴している。

『呉志』卷三・孫皓伝・天紀四年（二八〇）春の条注引『干宝晋紀』に、

呉丞相軍師張悌、護軍孫震、丹陽太守沈瑩帥衆三萬濟江、圍成陽都尉張喬於楊荷橋、…呉副軍師諸葛靚欲屠之…

とあり、『晋書』卷四十一・王渾伝に、

呉丞相張悌・大將軍孫震等率衆數萬指城陽、…

とあり、同上卷七十七・諸葛恢伝に、

祖誕、魏司空、爲文帝所誅。父靚、奔呉、爲大司馬。

とあるように、西晋の大軍を迎え撃つて敗北した丞相の張悌（？〜二八〇）は「軍師」（おそらく右軍師）、大司馬の諸葛靚は「副軍師」（おそらく左軍師）、大將軍の孫震（？〜二八〇）は「護軍」（左右どちらかは不明）を兼ねていた。三官は呉の滅亡時まで存続し、しかも、在任者たちは最後の決戦に臨んだのである。

以上のように、呉と蜀には非常によく似た、都護・軍師・護軍などの官名をもつ武官の制度が存在していた。あえて類例を求めるならば、たとえば、『資治通鑑』卷百七十五・陳紀九・宣帝太建十三年（五八

(一) 二月甲子の条に、

(隋文帝) 又置上柱國至都督十一等勳官、以酬勤勞。

〔胡三省注〕隋採後周之制、置上柱國・柱國・上大將軍・大將軍・上開府儀同三司・開府儀同三司・上儀同三司・儀同三司・大都督・帥都督・都督、總十一等。

とあるように、西魏二十四軍に起源をもつ勳官(しんかん)のごときものだったと推測されるが、両晋南北朝には継承されることなく、滅んだ。

四、典軍考

前節で紹介した都護・軍師以下の諸官のうち、魏・西晋では実務職であつた中領軍・中護軍(軍政大臣の職)、參軍(幕僚の職)などは南北朝に継承され、隋唐でも官名を残した。ところが、魏・西晋には設置されていた形跡がないにもかかわらず、東晋以降、実務職として用いられたものが、ひとつある。前掲『蜀志』李嚴伝注引『亮公文上尚書』に見える「中典軍」、すなわち典軍である。

蜀には、このほか、同上・王平伝に、

遷後典軍・安漢將軍、副車騎將軍吳壹住漢中、又領漢中太守。

とあるように、「後典軍」があつたが、他の「行官」の事例から推測すれば、前典軍・左典軍・右典軍も置かれていた可能性が高い。職掌については、同上卷九・董和伝・裴松之注に、

偉度者、姓胡、名濟、義陽人。…(諸葛)亮卒、爲中典軍、統諸軍、封成陽亭侯。

とあるように、中典軍の胡濟が「諸軍を統ぶ」と記されているだけで、やはり具体的な内容はわからない。

いっぽう、『呉志』卷三・孫皓伝に、

(孫)休薨、是時蜀初亡、而交趾攜叛、國內震懼、貪得長君。左典軍萬彧昔爲烏程令、與皓相善、稱皓才識明斷、…屢言之於丞相濮陽興・左將軍張布。

とあり、同上卷二十・賀邵伝に、

賀邵、字興伯、會稽山陰人也。孫休即位、從中郎爲散騎常侍、出爲吳郡太守。孫皓時、入爲左典軍、遷中書令・領太子太傅。

とあるように、呉には「左典軍」のみ確認されるが、同上卷七・張昭伝附張休伝に、

及(孫)登卒後、爲侍中、拜羽林都督、平三典軍事、遷揚武將軍。爲魯王(孫)霸友黨所譖、與顧譚(「顧雍の子」・承(「顧譚の弟」)俱以苛陂論功事、休・承與典軍陳恂通情、詐增其伐、並徙交州。

とあるように、「平三典軍事」という職が見えることから、中典軍・右典軍の存在も想定される。ただし、呉の典軍は、軍師・都護・護軍の系統には属さず、実務をもつ官職だったように思われる。

まず第一に、呉の典軍は郡太守から任用され、中書令に転出している(『呉志』賀邵伝)から、それなりの地位をもつ中央官だったらしい。しかも、「左典軍」の萬彧が丞相の濮陽興らに孫皓擁立を勧めていること(同上・孫皓伝、および同上卷十九・濮陽興伝)、おなじく、同上卷十九・孫林伝に、

典軍施正勸林徵立琅邪王休、林從之。

とあるように、「典軍」の施正が大將軍の孫林に孫休擁立を進言していることなどから、国家機密にも参与し得る要職だったことがわかる。第二に、總監職とみられる「平三典軍事」の張休が、芍陂の役(二四一年)の論功の際に「典軍」の陳恂と通じて戦果を水増ししたとの讒訴をうけ、流罪になったとあるように(同上・張休伝)、典軍は論

功行賞や武官の人事に関与していたことが窺われる。魏晉の領軍將軍・護軍將軍（もしくは中領軍・中護軍）に相当する官職・機関だったのだろう。

なお、同上卷七・顧雍附顧邵伝に、

初、錢唐丁謂出於役伍、…邵皆拔而友之、…謂至典軍中郎。

とあるように、「典軍中郎」という官職が見えるが、庶民出身者が就任したということからして、あまり地位の高くない官職、おそらくは典軍の属官だったように思われる。呉の「三典軍」は多くの属官を抱える、規模の大きな組織だったのかもしれない。

魏・西晉には、西園八校尉のひとつで曹操の軍団にも継承された「典軍校尉」、あるいは、『魏志』卷十九・陳王曹植伝注引『世語』に、

（楊）脩子囂、…泰始初（二六五年）、爲典軍將軍、受心膂之任。とあるように、「典軍將軍」などの軍号として用いられている以外、管見の限り、単独で「典軍」と称される官職はなかったように思われる。

ところが、『晋書』卷九十五・芸術伝に、

戴洋、字國流、吳興長城人也。…爲人短陋、無風望、然好道術、妙解占候卜數。…及祖約（「平西將軍・豫州刺史」）代兄鎮譙、請洋爲中典軍、遷（參軍）督護。

とあり、『宋書』卷九十四・恩倖伝に、

徐爰、字長玉、南琅邪開陽人也。…初、爲晉琅邪王（「司馬德文、のちの恭帝」）大司馬府中典軍、從北征。

とあるように、東晉南朝になると、庶民出身の官僚、いわゆる寒人が就任する公府・軍府の下級職として現れる。前者の戴洋（二六〇頃）三四〇）は卜占の術をもって出仕し、東晉の方鎮を渡り歩いた。後者

の徐爰（三九四～四七五）は劉宋の歷朝に仕えた実務官僚で、典型的な恩倖寒人として知られている。

『大唐六典』卷二十九・親王親事府の条注引『齊職儀』（南齊の王珪之撰）に、

諸公領兵職局。有庫典軍、七職、二人。倉典軍、七職、二人。又有船官典軍・菱筭典軍・樵炭典軍等員。皇朝因其名而置、多以武官及流外爲之。

とあり、同上・親王帳内府の条注引『齊職儀』に、

諸公領兵職局。有車廐典軍、五品、二人。馬典軍、五品、二人。又有釐倉典軍・炭屯典軍・樵屯典軍。

とあるように、東晉南朝の典軍は公府・軍府の中でも親衛隊組織の「兵職局」に所属していたものとみられ、官名に冠された「庫」「倉」「船官」「樵炭」などのタームから類推すれば、財務・会計のほか、車馬・舟船・糧秣・燃料の調達や管理など、軍府内の実務もしくは雑務を担当していたものと考えられる。なお、唐の親王親事府と親王帳内府（ともに親王の親衛隊）にも「典軍」「副典軍」が設置されていた。

典軍の官品とみられる「七職」と「五品」は、文脈上、同義語であるが、いわゆる五品官ではなく、九品官の外に設定された勲位が七五等級に分かれていたことに由来する、当時の官制用語なのだろう。

言うまでもなく、このような流外官に就くのは寒人である。魏・西晉にはなかった典軍が、東晉南朝に現れる理由や経緯は不明というほかないが、ことによると、西晉に併合された後も、旧呉領内の各所には典軍の出先機関が残存しており、東晉政権がこれを継承し、方鎮などの下部組織として再編したのかもしれない。いずれにせよ、東晉・唐の典軍が卑職として位置づけられたのは、その起源が呉・蜀にあった

ことと無縁ではなく、いわば亡国の遺制として貶められたことによるのだろう。

おわりに

本論では、①呉と蜀の都督制度、②呉の軍師・都護・護軍（および典軍）、蜀の都護・軍師・監軍・領軍・護軍・典軍・参軍の制度をとりあげ、魏晋の制度との共通点と相違点について考察した。

第一に、②呉の軍師以下、蜀の都護以下の武官制度は、魏晋には見られない、独自の制度だったように思われる（初期の曹操集団を含む後漢末の群雄たちが類似の軍事編制を採用していた可能性は否定しがたいが）。しかも、呉の三官と蜀の「行官」の間には、あきらかに相関関係が疑われる。呉の三官の洗練度の高さは歴史の古さを示唆し、とすれば、呉から蜀への影響が想定されるが、たしかな証拠はない。当初から覇権争いからみ、獻帝を擁立して政權の正当性を獲得し得た曹操とは異なり、劉備と孫氏三代は安定した権力基盤を築くのに時間を費やした。呉と蜀に、將軍号や都督とは別系統の、しかも雅ではない名称の武官職が存続したのは、ともに集団の秩序維持を軍隊の組織にたよった期間が長く、容易に払拭できなかったことによるのだろう。いずれにせよ、いかにも武官の臭いを強く漂わせるこれらの官職が、宰相を含む重臣たちの兼官であり続けたことは、呉と蜀の国家体制がきわめて軍事色の濃いものであったことを、あらためて、しかも強烈に印象づけている。

第二に、①都督制度については、たしかに不明な点も多いが、基本的には魏晋とほとんど変わらないものだったと思われる。むしろ、基幹部分を共有していたことの方が重要である。従来の研究では、都督

制度を分裂期・内戦期の所産ととらえ、おもに軍事的な側面を問題にするのが主流だった。しかし、魏の幽州都督と雍涼二州都督、および呉の交州都督・廣州都督、蜀の庾隆都督の位置を地図上におとしてみると、興味深いことがわかってくる。南中はもちろん、幽州や交趾（交州・廣州）などの地域は、後漢末以前にはほとんど記録のないすなわち中央政府の支配がゆきとどかない辺境だった。だが、外から見れば、そこは中国の玄関口、人とモノが交差する交通の要衝である。三国時代、このような場所に強力な権限をもつ政府の出先機関が設置されたことは、何を意味するのか。後漢末以後における都督制度の展開と、中国を含む東アジアの政治社会情勢は、あきらかにリンクしている。このような視点から、都督制度の果たした役割というものを、あらためて考えてみる必要があると思う。

《注》

- (一) 何茲全「魏晋的中軍」『中央研究院歷史語言研究所集刊』一七、一九四八年）、越智重明「領軍將軍と護軍將軍」『東洋學報』四四—一、一九六一年）、張金龍『魏晋南北朝禁衛武官制度研究』（中華書局、二〇〇四年）などを参照。
- (二) 吳廷燮『歷代方鎮年表』（一九三六年）、嚴耕望『中国地方行政制度史』乙部上冊「魏晋南朝地方行政制度」（中央研究院歷史語言研究所專刊四五A、一九六三年）、宮崎市定『九品官人法の研究』（東洋史研究会、一九五六）第五章第五節「軍府僚屬 殊に参軍の發達」、越智重明「南朝の國家と社會」『岩波講座世界歴史五—東アジア世界の形成Ⅱ』一九七〇年、同上「魏晋時代の四征將軍と都督」『史淵』一一七、一九八〇年）、小尾孟夫『六朝都督制研究』（溪水社、二〇〇一年）、および拙稿「参軍事考—六朝軍府僚屬の起源をめぐって」『文化』五一—三・四、一九八八年）、同上「曹魏の護軍について」『東

北大学日本文化研究所研究報告』二六、一九九〇年、同上「軍師考」、『東北大学日本文化研究所研究報告』二七、一九九一年、同上「漢末州牧考」、『秋大史学』三八、一九九二年、以下、拙稿Aと略称、同上「都督考」、『東洋史研究』五一―三、一九九二年、以下、拙稿Bと略称、同上「四征將軍の成立をめぐって」、『古代文化』四五―二〇、一九九三年、同上「六朝都督制研究の現状と課題」、『駒沢史学』六四、二〇〇五年、以下、拙稿Cと略称、などを参照。

(三) 川勝義雄『六朝貴族制社会の研究』(岩波書店、一九八二年) 第Ⅱ部第二章「孫呉政權と江南の開発領主制」、第三章「孫呉政權の崩壊から江南貴族制へ」。なお、拙稿「孫呉軍制の再検討」、『中国中世史研究・続編』京都大学出版会、一九九五年、以下、拙稿Dと略称) は、川勝氏が呉独自の制度とした世兵制(世襲領兵制ともいう)、世襲都督などの問題を再検討している。

(四) 陶元珍「三国呉兵考」、『燕京学報』一三、一九三三年。

(五) (一) 前掲嚴書・第一章・下(一)「三国与西晋都督区」。このほか、呉の都督を論じたものに、張鶴泉「孫呉軍鎮都督論略」、『史学集刊』一九九六―二一がある。

(七) なお、『呉志』本伝は孫壹を「假節」とするのに対して、『魏志』本紀は「使持節」としている。このように、『宋書』以前の諸史料では、「節」の表記が矛盾している事例がしばしば見られる。たとえば、本論でも取りあげた蜀の魏延も、『蜀志』卷十・本伝によれば、「假節」であるが、同上卷十・李嚴伝注引「亮公文上尚書」には「使持節」と記されている。このような場合、「使持節―持節―假節」の三ランク制を前提に、史料批判(假節が正しいのか、使持節が正しいのか)をおこなうのが一般的である。ところが、竹園卓夫氏によれば、上記の三ランク制は晋代に成立したもので、それ以前の史料に見える「假節」は権限の授受を示し、「使持節」は官称と理解する(同氏「魏の都督」『歴史』五一、一九七八年)。とりあえず、本稿は竹園氏の説にしたがう。

(八) 前掲拙稿Dも参照。

(九) なお、『呉志』卷十五・呂岱伝に、

及陸遜卒(二四五年)、諸葛恪代遜(孫)權乃分武昌爲兩部、岱督右部、自武昌上至蒲圻。遷上大將軍、拜子凱副軍校尉、監兵蒲圻。

とあるように、陸遜死後、武昌の都督は「兩部」に分割され、呂岱が「右部を督」したという。また、同上卷十一・呂範伝に、

(孫)權破(關)羽、都武昌、拜範建威將軍、封宛陵侯、領丹楊太守、治建業、督扶州以下至海。

とあり、同上卷十五・賀齊伝に、

拜安東將軍、封山陰侯、出鎮江上、督扶州以上至皖。

とあるように、孫權が武昌に都をおいた黄武年間(二二二―二二九)、長江下流域の防衛は、扶州(建業附近にあつた長江の中洲と思われる)を中心に、その下流は呂範が、上流は賀齊が担当したという。このように、呉では長江流域の都督区を左右(＝東西)一組で構成する事例が見られるが、長江を防衛ラインとした呉ならではの運用といえよう。

(一〇) 前掲嚴書・第一章・下(一)「三国与西晋都督区」。このほか、蜀の都督を論じたものに、張鶴泉「蜀漢鎮戍都督論略」、『吉林大学社会科学学报』一九九八―一六、雷勇「蜀漢漢中都督考略」、『漢中師範學院学报・社会科学』一九九七―二一などがある。

(一一) このほか、『蜀志』卷五・諸葛亮伝に、
先主遂收江南(二〇九年)、以亮爲軍師中郎將、使督零陵・桂陽・長沙三郡、調其賦稅、以充軍實。
とあり、同上卷十一・向朗伝に、

先主定江南、使朗督秭歸・夷道・巫・夷陵四縣軍民事。

とあるように、「督零陵・桂陽・長沙三郡」、「督秭歸・夷道・巫・夷陵四縣軍民事」などの事例もあるが、ともに「使…」という表現になっているから、官職名ではないのかもしれない。

(一二) 前掲拙稿A、Cを参照。

(一三) 前掲拙稿B、Cを参照。

(一四) 那波利貞「塙主攷」、『東亜人文学報』二一四、一九四三年、宮崎市定「中

国における村制の成立」「六朝時代華北の都市」（ともに宮崎全集七所収）、宮川尚志「六朝時代の村について」（同氏著『六朝史研究—政治・社会篇』日本学術振興会、一九五六年所収）、金發根『永嘉乱後北方的豪族』（台湾商務印書館、一九六四年）などを参照。

(五)『晋書』卷五十七・羅憲伝に、

左遷巴東太守。時大將軍閻宇都督巴東、拜憲領軍、爲宇副貳。魏之伐蜀、召宇西還、憲守永安城。…（陸）抗退。加陵江將軍・監巴東軍事・使持節・領武陵太守。

とあるように、蜀の巴東都督も、魏晋では「監巴東諸軍事」に降格されている。

(六)前掲拙稿Cを参照。

(七)『華陽国志』南中志に、

（霍弋）及晉世、因仍其任。時交趾不附、假弋節、遙領交州刺史、得以便宜選用長吏。

とあるように、霍弋はのちに交州刺史を兼任しているが、『晋書』卷五十七・吾彦伝に、

吳亡、彦始歸降、武帝以爲金城太守。…遷員外散騎常侍。…會交州刺史陶璜卒、以彦爲南中都督・交州刺史。…在鎮二十餘年、威恩宣著、南州寧靖。自表求代、徵爲大長秋。

とあるように、吳末から西晋初めにかけて交州の都督・刺史に在任した陶璜（『晋書』本伝も参照）が亡くなると、おなじく旧吳臣の吾彦が「南中都督・交州刺史」を拝命したという。西晋の南中都督と交州刺史は、しばしば兼任されたことが窺われる。

(八)以下、蜀の「行官」については、拙稿「諸葛亮・北伐軍団の組織と編制について」『東北大東洋史論集』四、一九九〇年を参照。

(九)『蜀志』卷十四・蔣琬伝に、

（建興）五年、亮住漢中、琬與長史張裔統留府事。八年、代裔爲長史、加撫軍將軍。…亮卒、以琬爲尚書令、俄而加行都護、假節、領益州刺史。遷大將軍・録尚書事、封安陽亭侯。

とあるように、筆頭の蔣琬は丞相留府長史から「都護」（おそらく中都護）に超遷している。なお、記録には見えないが、当然、撫軍將軍から進号したはずである。ただし、大將軍就任はナンバースーの楊儀を失脚させて蜀の全権を掌握した後のことと考えられる。諸葛亮執政期、序列二位の李嚴が中都護・驃騎將軍、同三位の劉琰が中軍師・車騎將軍だったこと、および、諸葛亮死後、吳懿が車騎將軍に進号したこと（『蜀志』卷十五・楊戲伝に載せられる『季漢輔臣贊注』を考えあわせれば、中都護の蔣琬は驃騎將軍、中軍師の楊儀は衛將軍に進号したものと推測される。

(一〇)なお、同上卷十一・向朗伝に、

朗兄子寵、…建興元年、封都亭侯、後爲中部督、典宿衛兵。…遷中領軍。とあるように、向寵が任ぜられた「中領軍」は、魏晋の同名の官職とおなじく、親衛隊長の職とみられる。

(一一)三官の定数を合計六員と仮定すると、附表に示した歩騭のように、当然、在任すべき人物のポストがなくなるケースが出てくる。歩騭は陸遜と同時期に護軍に在任しているが、『呉志』本伝によるかぎり、都護や軍師への昇進を確認することができない。しかし、かれの序列が朱然・全琮の上位にあったことは明らかである。とすれば、「中軍師」や「中都護」の存在も想定する必要があるのかもしれない。

(一二)なお、『呉志』卷十七・胡綜伝に、

吳是儀・徐詳俱典軍國密事。劉備下白帝、（孫）權以見兵少、使綜料諸縣、得六千人、立解煩南部、詳領左部、綜領右部督。…權下都建業、詳・綜並爲侍中、進封鄉侯、兼左右領軍。

とあるように、孫權の近臣であつた徐詳と胡綜は「左右領軍」に任ぜられている。管見の限り、呉における唯一の領軍の事例である。詳しい職掌は不明であるが、かつて二人は「解煩營」という新設部隊の指揮官を兼ねたことがある。とすれば、左領軍・右領軍は、魏晋の中領軍のように、親衛隊の統率に関わる官職だったのかもしれない。

(一三)勳官については、濱口重國『秦漢隋唐史の研究』上巻（東京大学出版会、一

九六六年）第一部第四章「西魏二十四軍と儀同府」、宮崎前掲書・第二編第五章「北朝の官制と選挙制度」第十五節「隋代の新制度」、氣賀澤保規『府兵制の研究』（同朋舎、一九九九年）第五章「隋煬帝期の府兵制をめぐる一考察」、高橋徹「衛官と勲官に関する一試論」『句沫集』八、一九九三年）などを参照。

（四）『吳志』卷十二・朱據伝にも、「典軍吏」というタームが見える。

（五）拙稿「無上將軍と西園軍―後漢靈帝時代の『軍制改革』」『集刊東洋学』七六、一九九六年）を参照。

（六）『梁書』卷三十二・太祖五王・南平王蕭偉伝に、

（天監）十三年（『五一四』）、改爲左光祿大夫。加親信四十人、置防閣・白直・左右職局一百人。

とある。「職局」は兵職局の略称と思われるが、諸王侯の親衛隊組織である「防閣」「白直」と併記されていることから、同様の性格をもつ組織だったことが窺われる。

（七）宮崎市定『九品官人法の研究―科挙前史』（東洋史研究会、一九五六年）第二編第三章「南朝における流品の発達」第九節「勳位の成立」を参照。

（八）なお、『長沙走馬樓吳簡・竹簡（壹）』（文物出版社、二〇〇三年）には、「典軍曹史許尚」という官姓名が記された断簡が数点みえる。「曹史」という官名から推測すれば、郡県吏だった可能性が高いと思われるが、もとより詳細は不明である。

附表 孫呉の軍師・都護・護軍

建安四年（一九九）

〔中護軍〕周瑜（建威中郎將・江夏太守）

建安十四年（二〇九）＊孫權行車騎將軍

〔軍師〕張昭

〔右都護〕？程普（裨將軍・江夏太守）

〔左都護〕？周瑜（偏將軍・南郡太守）

建安二十年（二一五）

〔軍師〕張昭

〔右都護〕孫皎（征虜將軍・夏口督）

〔左都護〕？魯肅（橫江將軍・漢昌太守）

〔右護軍〕蔣欽（盪寇將軍）

〔左護軍〕呂蒙（虎威將軍）

黃武二年（二二三）

〔右護軍〕陸遜（輔國將軍・荊州牧）

〔左護軍〕步騭（右將軍）

黃龍元年（二二九）＊孫權稱尊号

〔右都護〕陸遜（上大將軍・武昌督・荊州牧）

〔左都護〕諸葛瑾（大將軍・公安督・豫州牧）

〔？〕？步騭（驃騎將軍・西陵督・冀州牧）

〔右護軍〕朱然（車騎將軍・樂鄉督・兗州牧）

〔左護軍〕全琮（衛將軍・牛渚督・徐州牧）

赤烏九年（二四六）

〔？〕？步騭（丞相…）

〔右軍師〕朱然（左大司馬…）

〔左軍師〕全琮（右大司馬…）

〔右都護〕？呂岱（上大將軍・武昌右部督）

〔左都護〕？諸葛恪（大將軍・武昌左部督）

太平二年（二五七）

〔右都護〕文欽（鎮北大將軍・幽州牧）

〔左都護〕諸葛誕（驃騎將軍・青州牧）

〔左護軍〕留贊（左將軍）

永安二年（二五九）

〔右都護〕施績（上大將軍・樂鄉督）

〔左都護〕丁奉（大將軍）

元興元年（二六四）＊孫皓即位

〔右軍師〕施績（左大司馬…）

〔左軍師〕丁奉（右大司馬・徐州牧）

鳳凰元年（二七二）

〔□都護〕陸抗（鎮軍大將軍・樂鄉督・益州牧）

天紀四年（二八〇）＊吳滅亡

〔右軍師〕張悌（丞相）×戰死

〔左軍師〕諸葛靚（大司馬）

〔□護軍〕孫震（大將軍）×戰死

以上、『呉志』各本伝、および呉主伝、三嗣主伝による。

〔凡例〕

＊ 大事

？ 推定

（ ） 主な兼任官

∴ 前出の兼任官と同じ

なお、都督についてはスペースの都合上、すべて「○○督」と表記。